



社会福祉法人川崎愛児園

令和8年度 事業計画

児 童 養 護 施 設
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム
ま ぎ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー
児 童 養 護 施 設
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設
は く さ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー

川 崎 愛 児 園
野 川 す み れ ホ ー ム
生 田 あ や め ホ ー ム
東 有 馬 叶 芽 ホ ー ム
大 志
こ も れ び

白 山 愛 児 園
結
紬

目次

I	社会福祉法人川崎愛児園事業計画	1
II	法人の取り組み	2
	法人組織運営	2
	各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化	3
	事業運営の透明性	3
	人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み	4
	職場の処遇改善及び職場環境の整備	5
	ヒヤリハット・事故	5
	苦情解決	5
	権利擁護	6
	事業継続体制の整備	6
	SDG sに関する取り組み	7
III	家庭支援に関する取り組みの推進	8
	相談支援	8
	ショートステイ・デイスティ・レスパイトケア	9
	居場所づくり	9
	入所支援	11
	里親支援の充実・強化	12
	関係機関との連携	13
	地域の福祉活動拠点としての取り組み	14
IV	事業所事業計画	15
	児童養護施設 川崎愛児園	15
	地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム	18
	地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム	20
	地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム	22
	川崎児童自立援助ホーム 大志	24
	川崎児童自立援助ホーム こもれび	26
	まぎぬ児童家庭支援センター	28
	児童養護施設 白山愛児園	30
	地域小規模児童養護施設 結	32
	地域小規模児童養護施設 紬	34
	はくさん児童家庭支援センター	35

【法人ロゴマークの意味】



「K」「A」の組み合わせに、簡略化した「千鳥（縁起の良い和模様の一つ）」を入れたデザイン。
語呂合わせで「千鳥＝千取り→千の福を取る」ということから、千鳥は「目標達成」や「たくさんの幸せがやってきますように」という意味を持ちます。

法人の基本理念

当法人は、命の尊さを大切にし、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担うこどもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。

- － 「命を大切にする心」
- － 「地域の中での養育と子育て支援」
- － 「健全な経営」

施設の基本方針

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるよう支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

養護目標

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

- (1) あいさつの正しくできる人に
- (2) 健康な心と体をもてる人に
- (3) 人に好かれ社会の役立つ人に
- (4) 感謝の気持ちをもてる人に
- (5) 人との調和がとれる人に
- (6) 思いやりのある人に
- (7) 基本的な生活や自立した生活ができる人に

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画

すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して生活し健やかに成長することができる社会の実現を目指し、当法人は児童福祉の専門機関としての責務を自覚し、各種事業を着実に推進してまいります。子ども一人ひとりの最善の利益を中心に据えながら養育・支援の質のさらなる向上を図るとともに、地域社会の中で子どもと家庭を支える取り組みを一層推進し、地域福祉の発展と向上に積極的に寄与してまいります。

近年、児童虐待の増加や家庭環境の複雑化などを背景に、子どもと家庭を取り巻く課題は多様化・深刻化しています。こうした状況の中、社会的養育においては施設の小規模化・地域分散化の推進とともに、施設が地域の家庭支援拠点としての役割を担うことが強く求められています。当法人においても、これまで培ってきた養育実践と専門性を基盤に、施設養育と地域支援の双方を担う機関として、その機能のさらなる強化を図り、社会的養育の充実に積極的に取り組んでまいります。

【令和8年度の重点的取組】

令和8年度は、川崎市「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」及び法人の「家庭的養護推進計画」に基づき、川崎愛児園拠点における分園型小規模グループケアを新たに開設し、家庭的な養育環境の整備と本体施設のさらなる高機能化・多機能化を着実に推進してまいります。地域支援においては、新たな取り組みとして訪問型子育て支援「ホームスタート」を開始し、地域に潜在する支援力の掘り起こしとその向上を図りながら、地域全体で子どもと家庭を支える仕組みづくりを推進してまいります。

また、川崎市が新たに事業開始を予定している「児童育成支援拠点事業」のプロポーザルへの参加を視野に入れ、その実施に向けた準備を進めることにより、地域支援機能のさらなる充実に努めてまいります。

【施設養育支援】

施設養育においては、養育支援、自立支援、家族調整、発達課題への対応支援を基本に事業を着実に推進してまいります。加えて、子どもの意見表明及び意見形成の機会を日々の生活の中で保障することにより、「子どもの権利が主体となった養育」のさらなる充実に努めてまいります。また、近年入所が増加している障害を持つ子どもへの支援についても、専門性の向上を図りながら支援の質の一層の向上を目指して取り組んでまいります。

地域小規模児童養護施設「紬」及び「野川すみれホーム」については、物件における運営上の課題を踏まえ、長期的な視点に立った安定的な施設運営を確立するため、移転計画を着実に推進してまいります。

【地域養育支援】

児童家庭支援センター及び入所施設の専門職を中心に、要保護児童・要支援家庭に対するアウトリーチ型支援を積極的に展開してまいります。その実施にあたっては、各家庭に混在する複合的な福祉課題に対応できるよう、高齢分野や障害分野を含めた関係機関とのネットワークを一層強化しながら取り組んでまいります。

併せて、子育て短期利用事業、居場所づくり事業、地域向け子育てイベント等の各種取り組みを通じて地域の福祉ニーズに主体的に対応し、地域に開かれた施設として子どもと家庭を支える地域福祉の拠点づくりを力強く推進してまいります。

Ⅱ 法人の取り組み

1 法人組織運営

(1) 理事会及び評議員会の開催

- ① 令和8年6月（決算、事業報告）
- ② 令和8年12月（中間報告）
- ③ 令和9年3月（予算・事業計画）
- ④ その他必要に応じて開催

(2) 監事監査の実施

令和8年5月実施予定

(3) 法人組織体制の強化

- ① 施設連携会議を毎月開催
- ② 法人経営会議を毎月開催（給与体系の見直し・新規事業の実施検討）
- ③ 部課長制の導入検討

(4) 規程の改訂

- ① 法人組織規程・各事業所運営規程
- ② 権利擁護虐待防止規程・苦情解決システム規程
- ③ 諸規程の改訂

(5) 川崎愛児園分園型グループホーム新設（令和8年8月開所予定）

- ① 準備室の立ち上げ
- ② 物件の選定・契約（本体周辺の賃貸物件を想定）
- ③ 入所児童の調整・物品購入等
- ④ 多機能化・高機能化の効果及び課題に関する検証
- ⑤ 分園型グループホーム設置の効果及び課題に関する検証
- ⑥ 地域向け内覧会の実施
- ⑦ 令和8年8月開所予定

(6) 地域小規模児童養護施設「紬」移転に伴う整備工事

地域小規模児童養護施設「紬」の移転に伴い取得した神奈川県川崎市麻生区王禅寺西六丁目2128番186の土地において、建築工事及び外構工事を含む整備を実施予定です。

※事業者選定においては公募型プロポーザル方式を計画

- ① 令和8年3月 理事会にて実施承認

- ② 令和8年3月下旬～4月 公募
- ③ 令和8年5月 審査・優先交渉権者決定
- ④ 令和8年5月下旬～6月上旬 理事会にて選定結果及び随意契約の承認
- ⑤ 令和8年6月中旬～7月末 設計
- ⑥ 令和8年8月中 確認済証取得
- ⑦ 令和8年9月上旬 着工
- ⑧ 令和9年2月中旬 建物本体工事完了
- ⑨ 令和9年3月中旬 引渡し

(7) 地域小規模児童養護施設「野川すみれホーム」移転に伴う土地取得及び整備工事

現状の物件において「3階建て構造による消防法上の対応の難しさ」「建物老朽化による維持管理負担の増大」「物件所有者より将来の別用途利用が示唆されていること」「卒園児の里帰りや生活が不安定となった若者の一時的な戻りに対応できる空間が確保できないこと」等の課題があるため、安全性の確保と更なる機能向上を目指して、土地取得及び新たな建物建設を実施予定です。

- ① 令和8年3月理事会・評議員会にて土地取得承認
- ② 令和8年3月契約
- ③ 令和8年8月引き渡し

2 各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化

- (1) 各事業所の運営状況の把握と財務・会計管理
- (2) 適正な職員配置（国基準職員・川崎市加配職員）別紙参照
- (3) コスト意識の醸成

3 事業運営の透明性

- (1) ホームページによる情報公開
財務諸表・現況報告・役員報酬基準・事業計画・報告等の内容を公開
- (2) 広報誌の作成及び情報発信
- (3) 法人・各事業所パンフレットの更新

4 人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み

(1) 人材の獲得

- ① 養成校との連携強化（授業協力・実習・インターンの積極的な受け入れ・連絡会開催）
- ② 見学会の開催
- ③ ホームページによる積極的な情報発信
- ④ 求人広報サイト（マイナビ）の活用
- ⑤ 適性検査の導入・実施
- ⑥ 更なる人材確保を目指したInstagramの開設

(2) 人材の育成・定着

- ① 職員階層別研修（新任・中堅・指導）
各階層で計3回の研修を実施し、職員の計画的なスキルアップを計画
- ② 個人計画シートの作成
5月に全職員がシートを作成。10月に中間評価、3月に総合評価を実施。作成時と総合評価の際には施設長との面談を実施。
- ③ 個人計画シートの見直し
計画の達成度をより具体的に把握できるようシートの見直しを実施
- ④ 人材育成チェックリストを活用したOJT研修を毎月実施
- ⑤ 新任職員に対するチューター制度の実施
- ⑥ 法人内他部署研修（年間50回計画）
研修を通して新たな知識や取り組みを学び、自らの事業所に還元することで法人全体の育成強化を図る
- ⑦ 個々の研修ニーズに合わせた外部研修への参加
- ⑧ 「被措置児童等虐待防止に関連した研修」
 - ア 権利擁護虐待防止委員、第三者委員による研修
 - イ 関連法案・ガイドライン・法人規程の周知徹底を図る研修
 - ウ 困難な事案発生時における報告・連絡・相談の重要性についての研修
 - エ 子どもの権利擁護・意見表明に関する研修
 - オ 養育者としての職業倫理を醸成、向上するための研修

5 職場の処遇改善及び職場環境の整備

(1) 職員健康管理の推進

- ① 6月にストレスチェックを実施し、結果や要望に応じて産業医や心理士による職員の個別面談の実施
- ② メンタルヘルスに関する勉強会の開催

(2) 衛生委員会による職場環境の整備

- ① 毎月委員会を開催し、職場環境の整備に関する目標設定とそれに準じる取り組みを検討・実施
- ② 取り組み実施においては目標に関した勉強会の開催や掲示物の作成等の広報活動を強化

6 ヒヤリハット・事故

(1) 傾向と対策の検討

事故・インシデント対策会議を毎月実施、傾向と対策を分析し予防的な取り組みを検討

(2) ヒヤリハット・事故対応に関する研修の実施

- ① 過去の発生事例と要因・対策を共有することで危機意識を強化
- ② 子ども対象の危険予知トレーニングを企画・実施

(3) 発生状況と傾向・対策を理事会・評議員会・第三者委員会に定時報告

7 苦情解決

(1) 苦情解決の仕組み見直し

- ① 苦情の相談ツールの見直し
メールでの相談や通報システムの再整備（SOSを出しやすいシステム作り）
- ② フローチャートの見直し
事案に応じた行政機関や第三者委員会への報告ルートについて再整備

(2) 苦情解決の仕組み周知

子ども・職員・関係者へフローチャートや第三者委員の役割について説明及びその内容を書面として掲示

(3) 外部の苦情受付機関との連携

かながわこどもサポートや人権オンブズパーソンとの連絡会・勉強会に参加

(4) 苦情対応に関する勉強会の実施

苦情対応に関する園内研修の企画・開催

8 権利擁護

(1) 子どもの意見表明の機会の保障

- ① 子ども集会の開催
年間 12 回開催。子ども立案の行事企画や生活ルールの見直しを検討
- ② 意見箱の活用
各事業所にそれぞれの意見箱を設置し、子ども達が投稿する形で活用

(2) 職員の権利擁護に対する意識強化

- ① 「被措置児童等虐待防止ガイドライン」と法人で定めている「権利擁護虐待防止規程」の周知徹底を図る研修会の開催
- ② 人権擁護チェックリストを年 3 回実施
- ③ 「子どもの主体性を育む支援」「不適切な関り防止」「子どもの権利を尊重した関り」をテーマとした職員による意見交換会を支援会議内で毎月実施

(3) 権利擁護虐待防止委員との連携

- ① 年 3 回の委員会の開催
- ② 委員の子ども集会や施設行事への参加
- ③ 委員による職員との面談実施
- ④ 委員による子どもへの講和の企画・実施（子どもと委員の関係性を更に強化）

(4) 子どもが権利を知る機会の更なる充実

- ① 子どもが権利を学ぶ勉強会の開催
- ② 生活支援を通して子ども自身が権利を学び理解する機会を保障

(5) 人権擁護研修への職員参加

全職員を対象とした権利意識に対するアンケートを 7 月に実施し、その結果を各種取り組みに反映

9 事業継続体制の整備

(1) 災害を想定した訓練の強化

毎月の避難・消防訓練に加え、炊き出し訓練や職員の緊急招集に関する訓練を実施

(2) 建物・設備の安全対策

各事業所に修繕計画を作成し実施

(3) 他の地域施設との防災に関する連携強化

(4) 年一回事業所ごとに災害用備蓄食品の入れ替えと備品の点検を実施

10 SDG sに関する取り組み

当法人の活動はSDG sの「誰一人取り残さない」という基本理念と全て合致しています。多様性と包摂性のある社会の実現に向け、子ども達が主体となって未来を作っていけるよう以下の取り組みを実施します。

- ① 児童養護施設の運営を通して子どもやその家族を支援し、家族再統合及び自立に繋げていきます。支援にあたっては地域と協同しながら取り組みます。
- ② ひとり親家庭や貧困等の福祉課題を抱える家庭に対し、「居場所づくり事業」を通して学習支援や食事の提供、育児に関する相談支援を実施します。併せて、川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）に参加し、食料支援品の備蓄拠点（フードパントリー）として協力します。
- ③ 自立援助ホーム「こもれび」の機能を活用して、退所者（概ね 30 代までを対象）に対して生活及び就労等のサポートをする「青年期支援事業」を実施します。
- ④ 多様な福祉ニーズを抱えた地域の家庭が孤立しないよう、「子育てサロン」や「親子広場」「子育てに関する研修・講話」等を実施し虐待の予防に努めます。
- ⑤ 当法人の活動を通して福祉課題を抱えた方同士が出会い、互いに支え合う「ピアサポート関係」の構築に努めます。
- ⑥ 震災等の発生で被災者支援が必要な際には積極的に職員を派遣する等、社会福法人として社会全体に貢献していきます。
- ⑦ その他、SDGs の掲げる目標に則した活動を随時実施していきます。

Ⅲ 家庭支援に関する取り組みの推進

入口支援・入所支援・出口支援までの連続・継続した支援を地域の関係機関と協働のもと実施する「家庭支援拠点事業」を推進することで、児童虐待や社会的養育等、児童支援全体のフィールドを見据えた家庭支援を実践します。

(1) 宮前平駅前事務所「あんど&」の活用

地域支援・家庭支援拠点事業の拠点として活用

(2) 分園型ホーム設置に伴い空いた本体施設スペースの有効活用

本体施設における地域支援・家庭支援拠点事業の実施スペースとして活用

(本体施設の高機能化・多機能化)

(3) 地域支援・家庭支援拠点事業の拡充に向けた職員体制の更なる強化

- ① 地域支援・家族支援拠点事業を担うファミリーソーシャルワーカーや家庭支援に関するスーパーバイザーを増員
- ② 児童家庭支援センターや各専門職等、地域支援・家族支援拠点事業を担う職員間の連携強化

1 相談支援

児童家庭支援センター（2カ所運営）及び入所施設の各専門職を中心にアウトリーチ型の予防的な相談支援を実施することで入口支援の強化を図る他、入所児童の家族再統合に向けた相談支援も強化していきます。

相談を通じて把握した福祉課題については必要に応じて他の福祉サービスにつなげることで各家庭への支援拡充を図ります。

(1) 地域の子育て相談支援

- ① 福祉課題を抱える家庭の保護者・子どもへの相談支援
- ② 家庭支援を行う関係機関及び地域住民への相談支援
- ③ 子育て短期利用事業や居場所づくり事業等、他の福祉サービス利用につなげる相談支援
- ④ その他、地域の子育てに関する相談支援
- ⑤ 児童相談所からの指導委託を積極的に受託

(2) 入所児童の家族再統合に向けた相談支援

- ① 保護者の子育てに関する相談支援
- ② 保護者やその家庭が抱える福祉課題に対しての相談支援
- ③ 保護者を支援する関係機関への相談支援
- ④ 新たな福祉サービスにつなげる相談支援
- ⑤ その他、家族再統合に関する相談支援

2 ショートステイ・デイスティ・レスパイトケア

保護者の育児疲れや疾病等の理由で家庭での養育が一時的に困難になった際に、子どもを短期間預かることでレスパイトケアにつなげます。

受け入れ時には保護者への相談支援も並行して実施することで、育児不安の解消や養育に関する知識・技術の提供等を行います。

（１）福祉ニーズに応じてショートステイ、デイスティ、レスパイトケアを実施

- ① 増加する利用ニーズに対応できるよう職員体制の強化
- ② 医療的ケア時の受け入れについて検討
- ③ 分園型ホーム設置で空いたスペースを活用することで、受け入れの枠を拡充
- ④ 利用家庭の支援会議を毎月開催し保護者・子ども双方の支援について検討

（２）他の実施機関との連携

川崎市内の他のショートステイ、デイスティ、レスパイトケア実施機関と連携し、意見交換や互いの施設の見学、現場研修等を実施

3 居場所づくり

子育てに課題を抱えながら暮らす家庭が地域で孤立することのないよう、居場所づくり事業を通して子ども、保護者双方を支援します。

子ども支援においては居場所内の活動を通して多様な学びや体験活動を提供する他、子どもが安心して「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える環境を構築します。

保護者支援においては送り迎えやイベントの機会を活用して関係構築を図り、必要に応じて相談支援及び他の福祉サービスの情報提供につなげていきます。

（１）川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」

- ① 久末地区の市営住宅集会所を利用し、職員・ボランティアを配置して活動
 - ア 生活保護世帯やひとり親世帯などの生活困窮家庭の子ども（小学３年生～中学３年生）に、学習支援や余暇活動を実施
 - イ 週２回（火・木）小中学生がそれぞれ１０名ずつ参加予定
- ② 地域住民（ボランティア）や近隣の高齢者施設（社会福祉法人緑成会）との協働
- ③ 生活の学び・体験活動の充実
- ④ 学校との密な連携（広報及び利用児童の支援相談）
- ⑤ 高校進学後の必要に応じた継続支援

（２）居場所づくり事業「あいあい」

- ① 川崎愛児園の地域交流スペースで地域の小学生を対象に学習・余暇・食事の支援を実施
- ② 地域住民（ボランティア）との協働
- ③ 保護者支援を目的とした親子イベントの企画・実施
- ④ 生活の学び・体験活動の充実
- ⑤ 学校との密な連携（広報及び利用児童の支援相談）

（３）児童育成支援拠点事業（新規事業）実施に向けた動き

令和８年下半期に川崎市が開始を計画している新規事業であり、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて包括的な支援を提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目指すものです。

その対象は子どもや保護者からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により把握され本事業による支援が必要であると市町村が認めた子ども及びその保護者とされています。

本事業の目的は当法人が推進している家庭支援事業と共通したものであり、その受託及び事業開始に向けた動きを進めています。

- ① 事業受託に向けた川崎市との協議
- ② 実施場所とスタッフの確保
- ③ プロポーザルへの参加（６月実施予定）
- ④ 事業開始（１０月開設予定）

4 入所支援

虐待や養育困難等の理由で家庭で暮らすことのできない子どもには社会的養護の基本理念及び原理のもと、入所施設機能を用いての養育支援・自立支援・発達課題への支援・家族再統合に向けた親子支援を実施します。

近年においては知的・精神・発達等の障害を持つ入所児童の割合が増加しており、個々の特性に合わせた支援の充実及び退所後の福祉サービス利用に向けた移行支援の強化を図ります。

併せて、家庭や里親のもとで暮らす子どもの緊急的な短期入所についても受け入れていきます。

（１）児童養護施設

- ① ユニット型の本体施設 2 カ所及び小規模型 GH7 カ所を運営
- ② 小規模形態における個別的養育を通したアドミッションケア・インケア・リービングケア
- ③ 施設退所児への継続的なアフターケア
- ④ 家族再統合に向けた親子関係構築に関する取り組み
- ⑤ 一時保護、ショート・デイ、レスパイトの受け入れ
- ⑥ 障害を持つ児童への移行支援強化

（２）児童自立援助ホーム

- ① 川崎市内で唯一となる 2 カ所を運営
- ② 15 歳以上の子どもに対する居住支援・生活支援・就労支援等
- ③ 家族再統合に向けた親子関係構築に関する取り組み
- ④ 制度に該当しない青年期においても生活の立て直し等、必要に応じて支援する「青年期自立支援事業を実施
- ⑤ 障害を持つ児童への移行支援強化

5 里親支援の充実・強化

フォスタリング機関・里親会との連携強化、及び各機関の長所を生かした協働支援を下記の通り実施することで市内全体における里親支援の拡充に貢献していきます。

（１）里親等委託推進業務

- ① 自立支援計画・アセスメントの策定
- ② マッチング支援

（２）里親等養育支援

- ① レスパイトのニーズ把握及び受け入れ調整
- ② 養育相談、訪問支援
- ③ 里親支援に関するネットワーク作り

（３）里親トレーニング研修

- ① 認定前里親研修・実習
- ② 未委託里親研修・実習
- ③ 委託里親研修
- ④ 自立支援研修
- ⑤ 里親ボランティアの受け入れ

（４）里親等委託児童自立支援業務

- ① 委託解除前の自立支援
- ② 委託解除後の継続支援

（５）里親制度等普及促進・リクルート業務

- ① 広報・啓発
- ② 制度説明
- ③ 見学受け入れ
- ④ 講義、講話

6 関係機関との連携

各種取り組みの拡充に向けては「家庭支援拠点の枠組みに基づく地域ネットワークの構築及び関係機関との連携強化が不可欠である」という認識のもと下記の取り組みを実施していきます。

（１）地域ネットワークの構築に向けた取り組み

- ① 宮前平駅前事務所での地域の家庭支援機関との定期的な事例検討会の開催
- ② 家庭支援、地域包括ケアシステムの概念に基づいた地域の家庭支援機関とのネットワーク構築・連携強化

（２）児童相談所・行政機関との連携強化

- ① 児童相談所・行政機関とは定期連絡会を年４回実施し連携の在り方を協議
- ② 「児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則り、所管児童相談所との情報共有を積極的に図る
- ③ 事故等の重大事案が発生した際には速やかな報告の徹底及びその後の対応について協議

（３）教育機関・医療機関との連携強化

- ① 教育機関との定期連絡会を年４回開催
- ② 医療機関とは必要に応じて個別のケース会議を開催する他、医療をテーマとした園内研修の講師を依頼予定

（４）地域の福祉ニーズ調査や地域貢献事業の発展を目指し、地区・区・市の社会福祉協議会との連携強化

- ① 地域向けの研修会やイベントについて協働のもと企画・実施
- ② 川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）への参加（フードパントリーとして協力）
- ③ その他の地域活動に関する連携

（５）事業に関連するその他の機関との連携強化

7 地域の福祉活動拠点としての取り組み

(1) 地域協議会の実施

年2回の協議会を実施し、地域の福祉ニーズ確認や支援に関する意見交換を実施

(2) 地域交流室の活用

- ① 関係機関や地域の方に貸し出し
- ②ペアレントトレーニングや子どもの発達に関する講座等のイベントを地域向けに定期的
開催

(3) ボランティアの活動支援・育成

- ① ボランティア参画のもと各種事業の推進を図ることで、世代間交流を通しての子ども
多様な価値観を醸成
- ② ボランティア協議会を年3回開催、意見交換や勉強会を開催することでボランティア活動
の支援及び育成を図る

(4) 家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」の立ち上げ

ホームスタートとは、就学前の子どもがいる家庭を中心に、研修を受けた地域の子育て経験者がホームビジターとして週に1回2時間程度訪問し、「傾聴」と「協働」を行う家庭訪問型子育て支援ボランティア活動の仕組みです。

ホームスタートの立ち上げを通して地域に潜在している支援力を掘り起こし、地域の先輩保護者が子育て中の保護者を支える仕組みを作ることで、地域全体の子育て力を底上げしていくことを目指します。

- ① 担当者がオーガナイザー研修を受講（本事業を実施する上で必須）
- ② ホームビジター（ボランティア）養成講座を開催しボランティアを募集
- ③ 利用家庭を募集し訪問開始

IV 事業所事業計画

1 児童養護施設 川崎愛児園

(1) 川崎愛児園

川崎愛児園家庭的養護推進計画に基づき、8月に新たな分園型ホーム開設を目指して準備を進めています。開設に伴い空いた本体スペースにはショート・デステイ及び一時保護の新たな受け皿として活用していきます。

養育においては障害を持つ子どもへの支援強化を重点項目として位置づける他、引き続き「子どもの権利を主体とした養育」の更なる充実に努めます。加えて、これらの支援の根幹を担う自立支援計画票及びアセスメントシートの評価項目を見直すことで、より計画的かつ質の高い実践へとつなげていきます。

重点項目

① 養育支援の更なる充実

ア 障害を持つ子どもの増加に伴い、個々の特性に配慮した支援の強化や障害受容に関する取り組みの更なる充実を図ります。併せて退所を控えた子どもにおいては、よりスムーズな障害福祉への移行支援が進められるよう、そのプロセスを関係機関と共に整備していきます。

イ 子どもが意見表明や意思決定できる機会を生活の中で更に充実させます。園全体で実施する子ども集会に加えてユニット単位の子どもの会議を毎月実施するほか、日々の声掛けにもその姿勢を反映させることで子どもの主体性を育めるよう支援します。

ウ 子どもが自らの未来を描きながら過ごせるよう、職場体験や大学見学、卒園生からの講話等を計画・実施します。

エ 養育において項目ごとに目指すべき姿を示した「児童指導別項目内容」の見直しを更に進めます。国の示す「児童養護施設の運営指針」及び川崎愛児園の築いてきた養育文化を継承し、子ども達の支援に絶え間なく還元できるよう完成を目指します。

オ 子どもが権利を知る機会について、勉強会等を企画することで更に充実させます。

② 自立支援計画及びアセスメントのシート見直し

ア 課題だけでなく子ども達一人ひとりの強みや個性をより抽出できるよう、シートの項目を見直します。

イ 策定された支援計画を子どもと共有するツールを作成し活用します。

③ 人材育成

ア 支援の中核を担う中堅職員を強化対象として位置づけます。これまで中堅として一括りにしていた層を年数や役割を基に更に細分化し、キャリアごとに期待される役割をより明確に伝えていきます。

イ 養育技術の向上を主とした園内研修の企画に力を入れ、外部講師による事例検討研修を10

- 回、養育における具体的な関わりを検討するロールプレイ研修を4回実施します。また対応が難しいケースを毎月選定し、支援内容を掘り下げていく個別支援検討会議を10回実施します。
- ウ 新入職員に対しては個々にチューター職員を配置し、メンタルサポートを含めた育成担当を担います。
- エ 全職員対象に個別計画シートを作成し中間評価と年度評価を実施します。
- オ 法人の掲げる「被措置児童等虐待ゼロ宣言」に準じて職員一人ひとりの権利意識強化に取り組みます。
- カ 各種行事を効果的に実施するための行事マニュアル作成に取り組み、人材育成にも活用していきます。

(2) 分園型ホーム 野川つくしホーム

重点項目

① 生活支援

- ア 良好な人間関係を形成できるよう、日常生活の中で安心感が得られると共に思いやる心・適切な身体的心理的距離感を身に付けられるよう支援します。
- イ 子ども達とのコミュニケーションを大切にしたり関わり・支援をします。
- ウ 自己受容が出来るよう日々を積み重ね、自己肯定感が高められるよう支援します。
- エ ホーム会議や安心安全チェック等、集団・個別を活用し、子ども達の状況を把握や意見表明が聞けるよう支援します。

② 学習支援・性教育の実施

- ア 個々の能力に応じて、学習ドリルや通塾の活用、基礎学力の向上や学習習慣の取得を支援します。
- イ 学校等と関係機関と連携し、個々の学習状況の把握・共有を行い、必要な学習支援をします。
- ウ 関係機関と連携し、年齢や発達・理解度に応じて、正しい知識や関心を持てるよう性教育を実施します。職員も性教育に必要な知識の習得を行い、生と性の両面の視点を持った支援をします。

③ 自立支援

- ア 基本的な生活習慣を身に付け、日々出来る事を増やし、成功体験が得られるよう支援します。
- イ 自立プログラム・職業体験等を利用し、計画的に必要な知識や経験を日常生活または、場面を設け支援します。
- ウ 児童の意向と職員の見立ての両面を自立計画に反映、児童職員共に将来を考え、児童が期待感かつ前向きに取り組めるよう支援します。
- エ 退所後も心身ともに安定した生活が継続できるよう、必要に応じてアフターケアを図ります。

地域における取り組み

① 学校や児童相談所等の各関係機関との連携強化

- ア 日々のやり取りで子どもの情報共有をして行きます。
- イ 適宜、カンファレンスを実施し、子どもへの支援を話し合っていきます。

② 学校行事や地域活動への参加

- ア 学校行事やPTA 活動に積極的に参加をします。
- イ 地域の方々への挨拶や清掃活動へ児童も含めて参加をします。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

- ア 地域の連絡協議会へ参加をします。
- イ 児童母子協議会へ参加をします。

2

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和8年度は5名中1名が高校生、1名が中学生、3名が小学生というスタートとなりました。異年齢が一緒に生活する中で、子ども一人ひとりが他児に対して思いやりをもって関わりながら自分らしく自信をもって生活していくことのできる活気溢れるホームを目指していきます。

また学習支援にも力を入れていきたいと考えています。高校に進学したての児童や高校進学を目指す受験生、勉強が苦手な小学生がいる中で、それぞれに適切な学習支援の方法を取り入れ実践していきたいと思っています。

更に、地域の中で適切な養育環境のもと、子ども達が安心安全に生活出来るよう、学校や関係機関や地域の方々と連携を行いながら多様性を互いに認められ温かみを持った関わりができる養育を行ってきたいと思います。

インケアはもちろん、アフターケアにも力を入れ、元すみれホームの児童が退所後も安心して生活していけるよう支援していきます。

重点項目

① 個別ケアの強化、優しさ、思いやりのある心を育てる支援

ア 意図的に個別の時間を作り、子どもとの関係性を深めていきます。

イ 子ども一人ひとりが安心感や大切に育まれていると感じるよう、日々の関わりを大切にします。

ウ 多様性を認めお互いを尊重し合える関係性を築けるよう、言葉で伝える事の大切さを伝えつつ大人が模範となり、自分と相手の気持ちを大切にしたコミュニケーションを取れるよう支援していきます。

エ 日々の会話や月に1度の安心安全チェックリストを通して、子ども達の変化を把握します。安心した生活が送れるよう必要な支援を行っていきます。

② 自立に向けて個々に合わせた生活力向上の為の支援

ア 退所後に必要となる知識や技術を身に付けられるよう、日常の中で調理や買い物、清掃等と一緒に体験し、子どもたちの生活力向上に努めます。

イ 自立支援事業の機関を活用し、自立に向けた講話やプログラム、職場体験などに積極的に参加します。

ウ 適切な金銭感覚が持てるよう生活の中でお金の仕組み、大切さ等を伝え、一緒に考える機会を増やしていきます。

エ 何事にも早い段階から着手することで見通しを持ち、自ら考え行動できる力を養えるよう支援していきます。

オ 困った際に相談できるように、人に頼る・聞く力を生活の中で養います。

カ 自立後も生活の安定、生活力向上の為に必要なアフターケアを行っていきます。

③ 学習支援の強化、個々に合わせた性教育

- ア 一緒に宿題に取り組み学習状況を把握しながら、学習ボランティアや塾の利用、自宅学習の強化など個々に合わせた学習方法をこどもと考え学力向上に努めます。
- イ 将来の方向性を一緒に考え、必要な情報を集め、安心して進路選択ができるよう支援します。
- ウ 個々の性に対する興味関心や知識を把握し、正しい知識を持てるよう個々に合わせた性教育を行っていきます。

地域における取り組み

① 地域行事や清掃活動の参加、地域と近隣住民との良好な関係作り

- ア 地域の連絡協議会の参加、地域の催しや手伝いへの参加を子どもと共に行っていきます。
- イ 職員、子どもと共に地域の方に挨拶をしっかりと行い、地域住民の方との交流を積極的に行っていきます。
- ウ 地域の資源ごみの回収場所として協力しています。
- エ 定期的に近隣の地域清掃に取り組みます。

② 各学校、関係機関との積極的な連携強化

- ア 学校行事の手伝いに積極的に参加します。
- イ 各学校と密に連絡を取り合い、児童状況の把握、情報共有を行います。必要に応じて、児童相談所ケースワーカー立ち合いのもと、カンファレンスを行っていきます。
- ウ 学校行事、保護者懇親会、部活動の応援などに積極的に参加をし、先生や他児の保護者との関係性を構築していきます。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

- ア 地域の連絡協議会に参加します。
- イ 児童母子協議会に参加します。

3 地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

進級児童が多い状況を踏まえ、新しい環境へ円滑に適応できるように個々の状況に応じた支援を行います。その中で日常生活や各活動に対し、主体的に挑戦する機会を設け、成功体験のみならず失敗体験も達成感のある経験として積み重ねられるように支援します。

ホーム会議等を通してお互いの意見を尊重し合う関係を大切にし、安心・安全で心地よく過ごせるホーム作りに努めます。また、地域への活動やイベントに積極的に参加し、近隣住民との関わりを深め、地域の一員としての自覚や所属感を育みます。

重点項目

① 生活支援

- ア 良好な人間関係を形成出来るよう、日常生活の中で個別ケアに力を入れ、満たされた気持ちから自然に相手を思いやる心、適切な身体的距離感、心理的距離感を身に付けられるよう支援します。相互尊重の姿勢を育成します。
- イ 日常生活での体験や、園内外での文体行事等を通し成功体験や達成感を得られるような機会を設けます。目標向かい努力し結果だけでなく、挑戦の過程を尊重していきます。
- ウ 自立プログラムを計画的に実施し、買い物、調理、掃除などの生活能力の獲得を目指します。また、自立訓練室を使用し一人暮らし体験する機会を設けます。
- エ ホーム会議など意見表明の場を意図的に設け、職員・児童ともに温かく安心できるホームを築いていきます。職員も参加し思いやりある空間作りを行います。

② 学習支援、性教育の実施

- ア 子どもの学力に合わせた教材を用意し、着実に学力の定着を図ります。職員が個別に対応し、学習の定着と向上に力を入れていきます。
- イ 進級児が多い為、学習状況および環境の変化への適応状況を学校と共有し、必要な学習支援を行ないます。
- ウ 性教育については、正しい知識や関心を持てるように発達に応じた性教育を実施します。日常生活の中でも児童の特性に合わせた性教育を行っていきます。

③ 関係機関との連携

- ア 研修や園内での学びを通し、組織を理解し的確で迅速な報連相を行えるよう意識していきます。
- イ 児童相談所と情報を共有し、児童のアセスメントと自立支援計画書を元に、状況に合わせた的確な支援を心掛け、定期的な心理面接を実施し子どもの内面の把握にも努めていきます定期的なケースワーカー面接や心理面接、必要に応じた連絡やカンファレンスを実施しています。
- ウ 学校との連携を大切にし、学校行事の手伝いを積極的に行い、子どもの心身の成長と一緒に見守っていきます。

地域における取り組み

① 地域貢献

- ア 夏祭りやイベントなど、地域で企画されている行事に積極的に参加し、地域との交流を深めます。
- イ ホームの伐採や落ち葉の掃除などを職員と一緒にを行います。近隣の方と挨拶する習慣を身に付け地域の一員としての意識を持てるよう努めます。
- ウ 地域の公園や公共機関を積極的に利用し、地域への理解を深める取り組みをします。余暇や日々を通し地域への理解を深め、自分の暮らす地域を身近に感じ、地域の中で生きている事を心地よく思えるように生活を重ねていきます。

② 各種連絡協議会への参加

- ア 地区の連絡協議会に参加し、情報の収集に努めます。地区の連絡協議会には参加出来ていませんが、配布物での情報収集を行っています。
- イ 児童母子協議会に参加し、情報の収集に努めます。児童母子協議会に定期的に参加しています。

4 地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

昨年度末に高校3年生1名が叶芽ホームとして初めての退所を迎え、就職し社会人として自立しました。今年度は小学生3名・中学生2名・高校生1名の計6人で新たな生活をスタートします。中学・高校に新たに入学する子どももあり、新しい環境の中で安心して生活できるよう、温かい雰囲気づくりと関係構築に努めていきます。子どもたちが生活や学校、将来に向けての目標を持ち、意欲的に取り組むことが出来るよう職員は手本となり、前向きに支援していききたいと思えます。

重点項目

① 生活支援

- ア 良好な人間関係を形成出来るよう、日常生活の中での治療的養育や個別ケアを行い、思いやる気持ちや、適切な身体的・心理的距離感を身に付けられるよう支援します。
- イ 日々のコミュニケーションを大切にした関わりを行います。
- ウ 毎月ホーム会議・安心安全チェックリストを行い、子どもが意見表明できる機会を設け、子どもが主体となり、安心して生活できるよう支援を行います。
- エ 地域との関わりを通して社会性を育み、周りの人から愛される人格形成を目指して支援します。その上で職員一人ひとりが子どもの見本となれる姿や行動を見せていきます。

② 自立支援

- ア 自立支援チェックリストを活用し、生活に必要な基本的な知識や金銭感覚、調理や洗濯等の技術を日常生活の中で一緒に取り組み、身に付けられるよう支援します。
- イ 外部機関を活用しての職業体験や、園内の自立に向けたプログラムを積極的に利用し、将来や退所後の生活を自分事として捉え、前向きに考えていけるよう支援します。
- ウ 自立後も心身ともに安定した生活が送れるよう定期的な連絡や、訪問を通して支援を続けます。

③ 学習支援・性教育の実施

- ア 宿題や定期テストに向けての学習を一緒に行います。学習状況を把握することで個人に合わせた学習を行い、基礎学力を身に付けられるよう支援します。必要に応じて塾等の利用を検討します。
- イ 平日はホームで子ども一人ひとりの興味や必要に合わせたドリルを用意し、学習を行うことで前向きに学習に取り組める環境作りと、日々の学習習慣の定着を図ります。
- ウ 関係機関と連携し、正しい知識や関心を持てるように発達に応じた性教育を実施し、職員も性教育に必要な知識の習得を行います。

④ 他機関との連携

- ア 教育機関と細やかな情報共有を実施し、一体となった支援を目指します。
- イ 児童相談所と子ども一人ひとりの家庭状況、発達状況、課題等の情報を共有し、定期的な心理面接、自立支援計画の見直しを実施し、連携を図ります。
- ウ 隣接する「自立援助ホーム大志」や本体施設、他の地域小規模との連携を実施します。

地域における取り組み

① 地域貢献

- ア 地域で行われる文化・スポーツ行事に参加する機会を持ち、子ども文化センターや地域のお祭り行事に積極的に参加することで地域との交流を深めます。
- イ 地域の清掃活動に子どもと一緒に参加します。活動に参加することで ホーム・子ども自身が地域との繋がりを深め、地域に根付くことで共生を図ります。
- ウ 学校での PTA 活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域で暮らす方との繋がりを学校との連携を強化します。

② 各連絡協議会への参加

- ア 地域の連絡協議会に参加し、情報収集に努めます。
- イ 児童母子協議会に参加し、情報収集に努めます。

5 川崎児童自立援助ホーム 大志

川崎市の自立援助ホームとして17年目になります。自立援助ホームならではの、自立に向けた取り組みや、就労支援等 自己選択が出来るように意向や意見を引き出しながら、主体性の尊重を実施していきます。就労支援・就学支援・精神的なサポートを行っていきます。多職種連携としては、学校・就労先・病院・福祉施設関係機関との連携を密にしていきます。また自立援助ホームは認知度が低く、未だに他福祉施設と間違われることも多い為に、普及活動を通じ名称を広めていきたいと思っています。職員面談では、短期目標・中期目標・長期目標を一緒に考えて自分で記載をしていきます。退所後困る事を見据え、職員側からの視点を伝え、課題として捉えてもらえるように話をしていきます。毎月行われるホーム会議・心理士巡回の安心安全チェックで、ホーム内外にて、安心して安全な生活が送れるように支援していきます。

退所後も、継続支援計画に基づき支援を実施していきます。誕生日のお祝いや寄付物品の受け渡し等、連絡の取れる35名には定期的な相談援助を実施していきます。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、指導を行います。
- ウ 快適な環境を整備、こども自身による整理整頓意識向上に向け支援します。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで課題を共有し解決・実施に繋がります。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけます。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に対応します。
- ウ 進学を目指すこどもには、塾や奨学金を検討し、進学の幅を広げていきます。

③ 自立支援

- ア 入居児・年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 定期的な職員面談を実施し、短期目標・中期目標・長期目標を記載し、振り返りを実施しながら、課題の抽出をしていきます。
- ウ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて確認します。
- エ 自立支援担当職員の配置し、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後自立に向けた支援を強化していきます。
- オ 一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、社会的自立の促進を図るため自立生活支援事業を活用します。

④ 他機関との連携

ア 法人内連携

ホーム長会議・自立援助ホーム合同支援会議・保指会議・職員会議・隣接する叶芽ホームとの連携や研修等で法人内連携を図ります。

イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校、就労先等との連携を図ります。

ウ 全国自立援助ホーム協議会・南関東自立援助ホームブロック研修・神奈川県自立援助ホーム協議会に参加します。

地域における取組み

- ① 町内会のイベントや行事へ積極的に参加します。
- ② 地域住民への挨拶、積極的な交流します。
- ③ 児童母子協議会に参加します。

6 川崎児童自立援助ホーム こもれび

「川崎児童自立援助ホームこもれび」として6年目を向かえ、退所者14名が社会の中で生活を送っています。こもれびでは、就学支援、就労支援を通して自立に向けたサポートを行っています。入居者一人ひとりの意見や希望を聞き、自主的に選択できるような関りを大切にしています。高校生の入居者が増える中で学校との連携の重要性を感じています。自立援助ホームの役割や特性を理解して頂けるよう、関係機関には丁寧に説明を行っています。また、利用者が安心して生活できるように他機関との連携をしていきます。

地域との繋がりも大切にしており、町内会の班長に任命してもらいました。入居者と共に地域清掃やゴミ捨て場の清掃など、積極的に行っています。

14名の退所者とは月に1回以上は連絡を入れ生活状況の確認をしています。中々返信が返ってこない人も居ますが、継続的にアフターケアで関わっていきます。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、サポートを行う。
- ウ 利用者自身による環境整備等が行えるようにサポートする。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで目標を共有し解決できるよう努める。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけを行う。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に乗る。
- ウ 進学を目指す利用者には、塾を検討し、進学の幅を広げていく。

③ 自立支援

- ア 年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行う。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて、確認する。

④ 他機関との連携

- ア 施設間連携を行う。
- イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校等との連携を図る。
- ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック・県内自立援助ホーム情報交換会に参会する。

地域における取組み

- ① 多種多様な連携会議に参加
- ② 町内会のイベントや行事へ積極的に参加
- ③ 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ④ 児童・母子福祉施設協議会に参加

7 まぎぬ児童家庭支援センター

まぎぬ児童家庭支援センターは、地域の課題やニーズを把握し、地域家庭や子どもたちと共に成長していくことを目指し、取り組んでいきます。

SNS や AI の普及が進む一方で、出産や産後に地域でネットワークを築けないまま子育てし孤立している世帯や、核家族化や親族・地域との関係の希薄化により孤立している世帯、保護者自身が養育モデルを得られないまま親となり、子どもとの関わりに戸惑う世帯など、地域には様々な困り事を抱えた世帯があります。

当センターの担当地区である宮前区・高津区は中原区に次いで就学前児童数が多い地域です。更に宮前区は川崎区に次いで市内の児童虐待相談・通告件数が多い地区であることを念頭に、多様化していくニーズに耳を傾け、地域における子育てを支えるために今必要とされる支援は何かを常に考えながら地域資源の開発にも力を入れていきます。

また、家庭内で生じる複合的な課題を適切な機関と協力し、家庭全体が持つ力を高めていけるよう、高齢・障害・児童と横断的な地域資源とネットワークを築いていけるよう努めます。

(1) 運営事業

① 相談事業

地域の子ども、家庭、関係機関からの相談に、社会福祉士・心理士・保育士が専門性を活かし相談支援を行います。電話や来所相談のみでなく、家庭訪問やオンラインを利用した面談など、利用者のニーズや状況に合わせて柔軟に対応していきます。

② 子育て短期利用事業に関する相談・調整

「川崎市子育て短期利用事業」に関する、保護者からの相談に応じ利用調整及び必要な支援を行います。利用期間中の学齢児の学校送迎や、利用者年齢・日数など、利用者のニーズや状況に応じて必要な関係機関と連携しながら弾力的に運用します。また、必要に応じて地域既存の子育てサービスを活用できるよう、保護者へ社会資源の情報提供を行います。

③ 関係機関との連携・連絡調整

行政のみでなく学校・保育園、医療機関等と連携し、支援が必要な子どもや家庭に対し多角的な視点で支援を行います。また、地域の関係機関の見学・訪問を行い、必要時に相談者を適切な支援機関にスムーズに繋がれるよう連携を深めます。当センターでの取り組みにおいても、積極的に持続的な広報活動を行ない、他機関に当センターを知ってもらうことでスムーズな連携が図れるよう努めます。

④ 予防的支援

保護者支援として、当センターを地域の親子に広く知ってもらい、早期・予防的に子育てに関する困り事を相談しやすい仕組み作りを継続します。親子が楽しみながら参加しやすいイベント「親子カフェ」、気軽に集まり保護者同士が交流しながら乳幼児を遊ばせられるフリースペース「親子広場」、子どもとの関わり方を学ぶ保護者向けグループプログラム「ペアレントトレーニング講座」を前年度に引き続き実施していきます。

子どもたちへの直接支援としては、学習・余暇・食事などができる居場所の提供を通して、子どもたちが孤立せず、困り事を相談できる第三の居場所として利用してもらえるよう関わっていきます。具体的には、施設の地域交流スペース等を活かして長期休みの日中居場所支援を実施します。また、中高生向けには趣味を通して他者交流の幅を広げる機会も提供していきます。

その他、アウトリーチ的に地域に出向き、困り感や繋がりを求める世帯をキャッチしていけるような仕組みづくりにも着手していきます。

家庭における困難さを関係機関が連携して早期発見できるよう、地域との関係づくりにも引き続き取り組みます。地域の子育てイベント等に参加・協力し、児童家庭支援センターを子育て支援の場として地域の人々に広く知ってもらう機会となるよう努めます。

<実施予定>

内容	(対象) 目的	頻度
親子カフェ	(保護者) リフレッシュ・交流	月 1 程度
親子広場	(保護者) リフレッシュ・交流	月 2 程度
ペアレントトレーニング講座	(保護者) 子どもとの関わりを学ぶ	年 2 回
夏休みフリースペース 「カムカム」	(小学生) 居場所づくり・孤立防止・交流・家庭見守り	夏休み週 1 程度
くつろぎルーム 「シルクポニー」	(中高生) 居場所づくり・孤立防止・交流・家庭見守り	2 カ月に 1 回程度

<地域イベントへの参加予定>

(対象) 目的	内容	頻度	主な連携先
(保護者) 孤立防止・交流	プレママ・ママの会	月 1 回	民生委員 児童委員 区役所
(保護者) 孤立防止・交流	地域子育てフェスタ	年 2 回 (高津・宮前)	地域住民 区役所

⑤ 地域ニーズの把握と社会資源の開発・運営

地域の民生委員、主任児童委員、行政、教育機関、福祉施設、里親関係機関等、児童分野に限らず地域の支援を担う関係機関と幅広く情報を交換し、子どもの成長や家族の変化に寄り添いながら、地域ニーズに応じた社会資源を開発し運営します。また、法人内の「家庭支援拠点あんど&」と連携しながら地域家庭に幅広く対応できるよう努めます。新たな取り組み「ホームスタート・川崎愛児園」を通し、地域に潜在する支援力を活かして子育て中の保護者に伴走し、保護者自身が子育てに自信をもって取り組んでいけるよう、まぎぬ児童家庭支援センターとしても連携を図りながら支援の狭間にある家庭を支えていきます。

(2) こども虐待防止啓発活動

- ① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。
- ② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

8 児童養護施設 白山愛児園

白山愛児園においては、家庭復帰支援及び退所児支援を中心とした高機能化・多機能化の取組や、児童相談所や医療機関、教育機関その他関係機関との連携体制の一層の強化を図り、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため更なる支援拠点機能の充実に取り組めます。

また、令和 9 年度に予定している紬ホームの移転に向け、必要な体制整備及び準備を計画的に実施します。

子ども一人ひとりの持つ強みや可能性に着目し、その個性及び発達段階に応じた適切な支援を行います。さらに、子ども自身が将来の自立に向け主体的に進路や生活設計を考え、社会的自立を実現できるように継続的かつ包括的な支援を実施します。

(1) 白山愛児園

重点項目

① 保護者に対して丁寧な説明を行うために「家族用のしおり」の作成に取り組む

- ア 構成の検討を行います
- イ しおりの項目の検討・整理を行います
- ウ 「共に子どもを育てていく」メッセージの策定

② 養育支援の更なる充実

- ア 子どもが意見を表明し、自ら考え選択する経験を積み重ねられる環境づくりを推進します
- イ 日常生活において複数の選択肢を提示するなど、意思決定の場面を意図的に創出します。
これらの取組を通して、子どもの主体性、協働性、自己肯定感の向上を目指します。
- ウ 生教育を、単なる知識の習得にとどまらず、「自分自身を大切にする力」「他者を尊重する力」を育む取組として発達段階に応じたプログラムを体系化し、幼児期から思春期まで段階的に学べる内容を整備します。

③ 人材育成

- ア 組織の中核を担う中堅職員の育成強化のため月1回の中堅職員の会議を実施していきます。
- イ 法人の育成計画に基づき、階層別研修を2回実施します。

(2) 分園型ホーム いろは

重点項目

① 子どもが安心して生活できる環境づくり

- ア 月1回ホーム会議を実施し、生活に関する子どもの意見や要望を表明できる機会を設けるとともに、その内容を共有し、可能な範囲で反映します。また、日常的な対話を大切にし、子どもが安心して思いを伝えられる信頼関係の構築に努めます。
- イ 子どもと共に、居心地がよく安心して過ごせる生活空間について考える機会を設け、子どもと職員が協力しながら環境整備を行い、家庭的で落ち着いた生活環境の維持に努めます。
- ウ 子どもから挙げた要望や興味・関心について検討し、発達段階や状況を踏まえながら体験・経験の機会を計画的に設け、主体性や自己肯定感の向上につなげます。

② 自立支援

- ア 日常生活の中での役割や手伝い等を通して、将来の自立生活を具体的にイメージできるよう支援するとともに、生活に必要な知識やスキルを段階的に習得できるよう計画的に支援します。
- イ 社会的養護自立支援事業および関係機関と連携を図り、入所中から切れ目のない支援を実施するとともに、退所後も子どもが安心して相談・活用できる関係性の構築に努め、継続的な支援体制の整備を行います。

地域における取り組み

- ① 近隣住民と適切な関係を築けるように交流・挨拶を励行
- ② 地域行事等に積極的に参加・協力
- ③ 学区内の教育機関との連携

9 地域小規模児童養護施設 結

結では今年度、高校に進学する子どもが1名おります。新しい環境に慣れ、充実した学校生活を送れるようにフォローしていきます。高校在学児童が3名になるため、退所後を見据えて、進路選択のために学校・職場見学などを積極的に行うこと、家事などを共に行うこと、アルバイトなどの活動を継続して行えるように支援することを通して、自立のイメージを掴めるよう促したいと思います。施設内では学習支援員をはじめとした専門職と連携し、施設外では学校や児童相談所と連携しながら、子どもに合った選択を出来るよう、支援していきます。

幼児から高校生まで幅広い年齢の子どもが生活している結ですが、子どもも職員もお互いを認め合える、ぬくもりのあるホームでありたいと思います。

重点項目

① 子どもが安心して生活できる環境づくり

ア 月に1回ホーム会議を実施し、生活全般に関して子どもの意見を聞く場を設定します。日々の生活の中でも、子どもの話を聞けるように関係を築いていきます。

イ 居心地良く、安心して過ごせる住環境を考え、子どもと職員で協力して整備していきます。

② 将来への見通しを持てる自立支援

ア 子どもの年齢や発達に合わせて、家事を中心とした、生活する力を身に付けられるよう支援します。掃除や洗濯など、職員が行う姿を見せる、一緒に行う、見守る、促すと段階を踏んで、伝えていきます。

イ 子どもが主体となって1年間の目標設定をすること、学校での面談等、将来のことや進路について考える場面や、日々の会話の中で、子どもの持つ将来へのイメージを把握します。必要に応じて、職業体験やアルバイトなど、イメージを具体的に持てるような活動を提案します。

③ アフターケア

ア 退所児童と定期的に連絡を取り、退所後の生活の様子や仕事・育児等での困り感を聞きます。

イ 退所児童をホームに招くことや一緒に出掛ける機会を設けるなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

ウ 必要に応じて、家庭訪問をして、家事の手伝いや金銭管理のフォローを行います。

地域における取り組み

① 幼稚園・学校や児童相談所等の関係機関との連携

ア 面談や日々の連絡帳・電話でのやり取りを通して、子どもの情報共有を行います。必要に応じてカンファレンスを設定し、関係者間で子どもの情報を共有するとともに、必要な支援を考えます。

イ 学習面や授業での困り感を把握するとともに、学校や児童相談所、医療機関など関係機関と連携し、必要に応じた支援に繋がります。学習支援員と連携し子どもの学習支援に努めます。

ウ 学校行事や懇談会、PTA委員会、ボランティア活動等に参加し、学校関係者・保護者との交流を図ります。

② 地域活動への参加

ア 月に1回行われている防犯パトロールに参加し、地域の安全強化に努めます。

イ 地域の防災訓練や近隣公園の草むしりなどに積極的に参加します。

ウ 学校での行事や委員会、地域のお祭りや自治会活動に参加し、地域の方と交流を深めます。

10 地域小規模児童養護施設 紬

今年度は、小学生1名、高校生4名、そのうち高校3年生3名が在籍しており、進学希望者・就職希望者それぞれに応じた支援が必要となります。

一人ひとりの進路や将来像に合わせて、自立に向けた支援を計画的に行うとともに、生活の中で児童自身の考えや思いを丁寧に受け止め、必要な経験や知識を伝えながら、安心して巣立てるよう支援していきます。

また、アフターケア対象児童2名については、すでに自立し生活を送っているため、定期的な連絡を継続し、必要に応じて助言・支援を行います。

ホームとしては、「温かみのある家」として児童が安心して過ごせる環境づくりに努めます。児童が「自分の家」と感じ、いつでも帰ってこられる場所となるよう、日々の会話や対話を大切にします。児童が職員に対して自然に相談や気持ちの共有ができる関係を築き、心のよりどころとなる支援を行っていきます。

重点項目

① 自立に向けた支援

- ア 一人ひとりが自分に合った進路を考えられるよう、必要な情報を提供するとともに、職員が共に考える機会を設け、意思決定を支援します。
- イ 児童の発達段階や関心に応じて、インターンシップ、職場体験、研修、学校説明会などに参加できる機会を設け、将来の進路や就労へのイメージを具体的に持てるよう支援します。
- ウ 自立に必要な生活力を養うため、生活スキル、金銭管理についても金銭シミュレーション等を用い、計画的な使い方を学べるよう支援します。
- エ 社会的自立支援事業等と連携し、児童が自立に必要な知識やスキルを習得できるよう支援するとともに、困難に直面した際に相談・助言を求められる関係性を構築します。

② 他機関と連携した児童への支援

- ア 児童の特性や理解度に応じて必要な単元や支援方法を検討し、施設内で統一した支援を行うよう努めます。必要に応じて、学習支援員や学習ボランティアと連携し、役割を明確にしながら効果的な学習支援を実施します。
- イ 児童一人ひとりの状況に応じて、学校と情報共有を行い、園生活と学校生活がより良いものとなるよう協働して支援します。
- ウ 児童の家庭状況や、家族への思い・疑問に丁寧に耳を傾け、児童相談所と協働して家族支援に取り組みます。定期的な連絡・情報交換を行い、ケースに応じた適切な支援を速やかに実施できるよう連携体制を整えます。

地域における取り組み

- ① 地域行事・交流への参加
- ② 地域資源との連携
- ③ 地域への貢献活動

11 はくさん児童家庭支援センター

はくさん児童家庭支援センターでは、地域の子育て家庭が安心して相談できる身近な支援拠点として、継続的な支援と地域づくりに取り組んでまいります。保護者の育児負担や不安、子どもの発達特性に伴う家庭や集団生活の中での課題、親子関係の不和など、複雑化・多様化する相談内容に対して、丁寧に話を伺います。学校や、地域子育て支援センター、区役所、家庭へ出向き、継続した相談関係の構築を目指します。相談員・心理士がSVを受けながら多角的な視点で支援を検討し実施出来るよう、個々の相談援助技術の向上に努めます。

(1) 運営事業

① 相談事業

利用者のニーズや状況に合わせた方法で家庭や地域、他機関からの相談に対する支援を行います。相談員、心理士が専門性を生かした丁寧なアセスメントを心掛け、適宜SVを受けながらそれぞれの子どもや家庭に合わせた支援を計画し、対応していきます。

② 関係機関との連携・連絡調整

子どもや家庭に対して迅速かつ的確に支援を行なうために関係機関との連携を緊密に図ります。また、近隣の子育て支援機関への見学や訪問などを行い、地域の子育て支援機関の情報を掴み、他機関にも当センターの業務内容を知ってもらうことで、必要な人に必要な支援が届けられる地域のネットワーク作りを目指します。

③ 子育て短期利用事業の利用調整および相談援助

単親世帯、多子世帯、保護者の疾病、こどもの発達の偏り、親子関係不調など保護者の困り感が複雑、多岐に渡っています。利用希望者も多く、発達特性や個別の配慮が必要なこどものニーズも増加しており、現行の制度では課題が多くある現状です。その中で、ユニット職員と連携を取りながら、安全第一にお預かりします。保護者の子育て負担軽減のためには、子育て短期利用事業だけでなく、相談支援などの他事業とも組み合わせながら支援を行います。

④ 地域のニーズに応じた子育て支援事業

ア 乳幼児の子育て相談支援・フリースペースを提供します。

○子育てスペース・ママン（毎月2回・10時～12時）の開催

- ・区の栄養士や保健師、保育士を講師としたミニ講座の計画・実施
- ・親子コンサートの開催（年2回）

イ 相談対応ケースの中で、支援計画の作成、会議等でグループへの参加が課題解決に効果的と判断したケースに対して、小・中学生のグループ活動「はお」を行います。

対象

- ① 保護者に時間的、精神的、経済的に余裕がなく一般的にこどもが経験できる活動や余暇体験が得にくい環境にあるこども

② こどもに発達特性等があり、学校等の集団生活で課題があるもので、小集団での関わりによるコミュニケーションスキルの獲得、こどもの特性の把握、自己理解が期待されることも

③ 登校渋り、不登校、母子分離不安等があり、社会とのつながりが乏しい、地域での居場所を求めている子ども

- ・小学生「はお」（月3～4回程度、水 放課後）

- ・中学生「はお」（月1回 土日祝）

- ・季刊イベント「はおハオ」（夏）「愛児園祭り」（10月）

- 「はお×オリンピック」（冬）「クリスマス会」（12月）「卒業と進級を祝う会」（3月）

- ・「はお」保護者の集い（年1回～）

ウ 発達が気になるお子さんを支える保護者のための講座を開催します。地域で活動されている支援者や保護者を講師として招き、子育て支援の一助とします。

- ・親オヤ講座の開催（年4～5回程度、対面での実施）

エ ペアレントトレーニングを開催します。（年1～2回、来所とオンラインでの実施、外部講師予定）

オ 出張相談（月1回）

地域子育て支援センター、こども文化センター、区役所等の連携し、出張相談の機会を設け、当所への来所が難しい方にも継続した支援の提供を目指します。

⑤ 広報・啓発活動

ア 関係機関へ訪問し、広報、啓発活動を行います。

イ 公式LINEアカウント、Instagramの運営で活動の広報や、子育てに関する情報提供を実施します。

ウ 地域のお祭り等へ積極的に参加します。（子育てフェスタ、福祉祭り）

⑥ 関係機関等主催の研修会への参加

（2）こども虐待防止啓発活動

① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。

② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

在籍児童

別紙 1

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和8年4月1日予定(定員40名 在籍38名)

学年	3歳	年少	年中	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	19歳	合計
男	1	0	0	0	1	2	1	1	1	1	0	0	2	3	0	3	1	17
女	0	1	0	3	2	0	0	2	2	2	0	2	1	3	2	0	1	21
計	1	1	0	3	3	2	1	3	3	3	0	2	3	6	2	3	2	38

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和8年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

学年	小3	5	中3	高1	合計
男	1	0	1	0	2
女	1	1	0	1	3
計	2	1	1	1	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和8年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	中1	2	高1	高3	19歳	合計
女	2	1	1	1	1	6
計	2	1	1	1	1	6

地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

令和8年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小3	5	中1	中2	高1	合計
男	2	0	0	0	0	2
女	0	1	1	1	1	4
計	2	1	1	1	1	6

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和 8 年 4 月 1 日予定(定員 6 名 在籍 4 名)

年 齢	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	合 計
女	1	1	2	4
計	1	1	2	4

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和 8 年 4 月 1 日予定(定員 6 名 在籍 5 名)

年 齢	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	合 計
男	1	2	1	1	5
計	1	2	1	1	5

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和8年4月1日予定(定員30名 在籍27名)

学年	年中	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	その他	合計
男	0	2	1	1	2	0	1	1	2	0	1	0	1	0	0	12
女	1	0	0	2	1	0	2	1	0	2	2	1	1	1	1	15
計	1	2	1	3	3	0	3	2	2	2	3	1	2	1	1	27

地域小規模児童養護施設 結

令和8年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

学年	年長	小5	中2	高1	2	合計
男	0	1	0	1	0	2
女	1	0	0	0	2	3
計	1	1	0	1	2	5

地域小規模児童養護施設 紬

令和8年4月1日予定(定員6 在籍5名)

学年	小6	中2	高1	3	合計
男	1		1	1	3
女	0		0	2	2
計	1		1	3	5

職員配置

別紙 2

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和 8 年 4 月 1 日 予定

職 種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	非常勤職員・嘱託職員	合計
国	1	1	1	2	4	1	2	1	18			31
市									17	1		18
施											6	6
計	1	1	1	2	4	1	2	1	35	1	6	55

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和 8 年 4 月 1 日 予定

職 種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和 8 年 4 月 1 日 予定

職 種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

令和 8 年 4 月 1 日 予定

職 種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和 8 年 4 月 1 日 予定

職 種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	0.5	3
個別対応職員	1	0	1
計	4.5	0.5	5

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和8年4月1日予定

職種	国	市	施	計
自立支援担当職員	1	0		1
保育士・指導員	2.5	0.5		3
個別対応職員	1	0		1
非常勤			1	1
計	4.5	0.5	1	6

まぎぬ児童家庭支援センター

令和8年4月1日予定

	相談員	心理士	計
国	2	1	3

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和8年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	非常勤職員	合計
国	1	1	1	2	4	1	2	1	13			26
市									12	1		13
施											2	2
計	1	1	1	2	4	1	2	1	25	1	2	41

地域小規模児童養護施設 結

令和8年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

地域小規模児童養護施設 紬

令和8年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

はくさん児童家庭支援センター

令和8年4月1日予定

	相談員	相談員(非)	心理士	計
国	2		1	3
施	1	1		2
計	3	1	1	5

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育てる責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にしたい支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

・ 児童養護施設倫理綱領

児童養護施設職員倫理綱領を理解して行動します。

・ 児童養護施設運営指針

児童養護施設の運営指針を理解し行動します。

・ 児童虐待防止

被措置児虐待防止ガイドラインを理解し行動します。

施設で生活を共にする、こどもや職員による虐待を防ぎ安心安全な生活を保障します。

また、関係者らと連携して児童虐待防止の取り組みをします。

・ 家庭環境調整

家庭との調整においては、児童相談所との連携に関するガイドラインを理解し実施します。

・ 人権・権利擁護・差別の禁止

利用者の尊厳を守り、一人の人間としての生活を支えるため、その人権・権利擁護に努めます。

また、性別、宗教、国籍、身体的事情等による差別を行いません。

・ 養育の質の向上と人材育成

高度な知識や技術の習得・実践に努め、より質の高い養育を目指します。

また、専門性を確保するための人材の育成に努めます。

・ 自立支援

こどもの意志を尊重した相談指導を行い、その人らしい生活ができるよう支援をします。

・ リスクマネジメント

日頃から危険な行為及び危険な個所をチェックし安全管理に努めます。

・ 環境整備・美化

こどもたちと明るい環境で快適に過ごせるよう整備・美化に努めます。また設備・備品を大切にします。

・ 地域との共生

支援が必要と思われるこども・子育て中の家庭に対し各関係機関・団体はもとより、地域の方々とともにネットワークの構築に努め、将来を担うこどもたちを支えます。

・ 地域交流

地域ニーズを的確に捉え、専門的知識・技術を提供します。また地域のイベント等へ積極的に参加し地域社会との交流を深め地域の一員として活動します。

・ 災害への対応

災害に備え訓練、備蓄を行い、地域と連携して可能な限り支援活動に努めます。

・ 法令遵守

関係法令や諸規定の内容と精神を理解し、遵守します。

・ 個人情報の保護と情報の発信・開示

個人情報を適切に取り扱います。また、必要な情報を発信・開示します。

・ 自己研鑽

仕事を通じて、自己実現のために目標を掲げて自己研鑽に努めます。

- **相互協力と業務遂行**

職員相互が目的・情報を共有し、リーダーシップ・メンバーシップを発揮し、活力と和を大切にした環境づくりに努め、効果的な業務遂行を心がけます。

- **改善意識**

施設運営や事業・業務に関し、積極的に改善・改革について意見や希望を発信し、企画立案に参加します。